

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月13日
【会社名】	株式会社リプロセル
【英訳名】	ReproCELL Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 周史
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号
【電話番号】	045-475-3887(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 帯田 大悟
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8番11号
【電話番号】	045-475-3887(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 帯田 大悟
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第10回新株予約権) その他の者に対する割当 8,500,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 2,212,500,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	4,000,000個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	8,500,000円
発行価格	新株予約権1個につき2.125円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月31日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リプロセル 経営管理部 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号
払込期日	平成27年8月31日（月）
割当日	平成27年8月31日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

- (注) 1. 第10回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」といいます。）については、平成27年8月13日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は4,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初908円とし、「下限行使価額」は当初303円とする。上限行使価額(ターゲット価格)及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、10価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は当初303円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 4,000,000株(発行済株式総数に対する割合は7.7%)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は4,000,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、551円とする(以下「当初行使価額」という。))。</p>

3. 行使価額の修正

本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（ただし、当該金額が、上限行使価額（ターゲット価格）（上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。）を上回る場合、上限行使価額（ターゲット価格）とし、下限行使価額（上記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

- (7) 第3項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,204,000,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項により、行使価額が修正または調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	1. 本新株予約権の行使期間 平成27年8月31日(当日を含む。)から平成28年2月1日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに以下に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長される。 2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により管理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合 (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(4) 本スキームの特徴、[他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下、「本スキーム」といいます。)は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達目的

当社は、ヒトiPS/ES細胞の技術を基盤としたiPS細胞事業と臓器移植に係わる臨床検査事業の2事業を展開しております。第11期(平成25年3月期)には、設立以来初の黒字化を達成し、平成25年6月に大阪証券取引所JASDAQ市場(現 東京証券取引所JASDAQ市場)に上場いたしました。

当社の主力事業であるiPS細胞事業は、研究試薬製品と細胞製品の2つの製品群で構成されております。研究試薬製品は、ヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬類であり、具体的には、大学や研究所における研究用途として培養液、剥離液、凍結保存液などを製造販売しております。細胞製品は、ヒトiPS細胞から分化(変化)させて作製した機能細胞であり、主に製薬企業において新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験に使用する細胞を製造販売しております。具体的には、製薬企業でのニーズが高いiPS細胞由来の心筋細胞、神経細胞、肝細胞の3種類を販売しておりますが、これらはいずれも当社が世界で初めて上市に成功した製品になります。

また、グローバルに展開する当社グループは、当社、Stemgent, Inc.(米国)、BioServe Biotechnologies, Ltd.(米国)、Reinnervate Limited(英国)の4社で構成されております。Stemgentは最先端のiPS細胞試薬を手掛け、BioServeはヒト生体試料のバンキング及び提供、Reinnervateは3次元培養デバイスの開発・製造・販売を行っております。グループ各社が一体となりiPS細胞事業を展開することで3つの優位性を際立たせることとなりました。第1の優位性は、iPS細胞製品の豊富な品揃えをワンストップで提供することであり、競合との差別化と顧客利便性の向上を図ります。第2に、東京大学や京都大学をはじめ、米国のハーバード大学・マサチューセッツ工科大学・英国のダーラム大学等との世界的な研究ネットワークを構築し、世界最先端の技術シーズを継続的に吸収して競争力の高い新製品を開発しています。また、第3として、日米欧にまたがる世界規模の販売チャネルと高効率のネット販売を活かし、各社製品の相互販売によるグローバル展開を推し進めております。このように上場以降の増資により確保した資金を用いて、iPS細胞事業を順調に拡大しております。

また、当社はiPS細胞事業を既存の研究試薬及び創薬応用の領域のみならず、「再生医療への進出」を本格的に検討しており、当社グループ各社の強みを集結・強化して、当該領域における優位性を構築することを目指しております。具体的には、BioServeが豊富に取り揃えているヒト生体試料と、Reinnervateが持つ3次元培養デバイス、当社とStemgentが持つ世界最先端のiPS細胞の作製技術、及び神経・心筋・肝臓細胞の培養技術を組み合わせることで研究開発を促進し、再生医療に応用していくことを想定しています。

平成26年度には、「グローバル展開」と併せて「再生医療への進出」を目的に、メリルリンチ日本証券株式会社を割当先とした新株予約権の発行による差引手取金額10,004百万円を目標に実施しましたが、株価の急激な変動の影響を受けて実際の調達額が2,394百万円に留まった経緯があります。その後もドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする新株式の発行を実施しましたが、調達資金は「グローバル展開」の原資として上述した現子会社のM&Aに充当したため、依然「再生医療への進出」への資金を十分に確保できておらず、当初の計画通りに事業を推進するための資金調達を実施する必要があります。

現段階における当該領域の事業環境は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「薬事法等の一部を改正する法律」が平成26年11月25日に施行されたことにより、大手製薬企業を含めた企業サイドによる再生医療の事業化に向けた取り組みがはじまるなど、再生医療への進出を果たすための土台は整いつつあります。

今回の資金調達は、「再生医療への進出」に向けた本格的なビジネスモデルを先導して構築するためものとなります。当該領域における研究開発の加速と競争力を高めるために必要とされる金額を充足することを目的としており、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEvolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本新株予約権買取契約を締結予定です。

行使コミット条項

割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として80営業日(概ね4ヶ月)以内(ただし、下記の行使コミット消滅が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年2月1日(発行日から概ね5ヵ月後)とされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。)に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています(以下、「全部コミット」といいます。)。またそれに加えて、発行日の翌日に100,000株相当分以上の本新株予約権を行使すること、及び原則として8

回にわたり10取引日ごとに各日300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」といいます。ただし、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が300,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。上記「[新株予約権の内容等] 新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由(以下、「市場混乱事由」という。)が生じた場合、適宜調整されます。以下本において同じ。)。かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。ただし、10取引日ごとの300,000株相当分以上の本新株予約権の部分コミットは、それに先立つ10価格算定日の期間内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記において定義される。)の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」といいます)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として90営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は同様に発行日から原則として100営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。ただし、3度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加的なコミットは発生しません。そのため、残る部分コミットは引き続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使すると全部コミットは消滅します。割当予定先によるかかる全部コミット及び部分コミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅するものとされています。

行使価額のリセット

本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。価格算定日とは、取引日であって、市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。この場合、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。)を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額とします。)に修正されます。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初908円とし、「下限行使価額」は当初303円としますが、上限行使価額及び下限行使価額は上記「[新株予約権の内容等] 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは原則として概ね4ヶ月の期間にわたり割当予定先が段階的に本新株予約権を行使することをコミットしているため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

短期間における確実な発行

新株式発行予定株数(4,000,000株)を、原則として80取引日期間において全株発行(全部コミット)します。

分割発行

80取引日期間内の権利行使は、原則として9回のみです。各回行使には「部分コミット」条項も付与されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、部分コミットによるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。

マーケット・インパクトの分散

公募による新株式発行を行う場合、一度に多量の株式が市場に放出されることとなるため、需給環境の悪化による株価下落と、それに伴う資金調達額の減少懸念があります。本新株予約権では、80取引日期間に分散して発行していくことにより、市場の需給環境を悪化させることなく資金調達を進めることができ、資金調達額の減少懸念を和らげることが期待されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している4,000,000株について、908円というターゲット価格を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、80取引日の経過を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、第三者割当という形式で機動的な発行準備を行い、本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達がスタンバイできます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価上達時の資金調達額の限界

ターゲット価格が908円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額がターゲット価格による調達額を上限となります。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[他の資金調達方法との比較]

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、現時点では適当な割当予定先が見つからず、また見つかったとしても第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たす金額の資金調達を行うことは困難な見込みであるため、本新株予約権の発行により資金調達のパイプを整備する必要があると判断いたしました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるM S C B)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが本新株予約権以上に不透明であり、割当予定先が金融機関一社に特定され、その行使の動向を予想しやすい本新株予約権と比較した場合、今回の資金調達方法として適当でないとは判断いたしました。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として本新株予約権買取契約を締結いたします。これに基づき、割当予定先は本新株予約権の発行日以降、原則として80営業日(概ね4ヶ月)以内(ただし、下記の行使コミット消滅及び市場混乱事由が生じる場合に備えて本新株予約権の行使期間は平成28年2月1日(発行日から概ね5ヵ月後)とされており、かつ市場混乱事由が生じた場合には行使期間の末日は当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ延長されます。)に、全ての本新株予約権を行使完了することをコミットしています(全部コミット)。またそれに加えて、発行日の翌日に100,000株相当分以上の本新株予約権を行使すること、及び原則として10取引日ごとに各日300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています(以下、「部分コミット」といいます。ただし、部分コミットを実行するにあたり、残存する本新株予約権が300,000株相当分に満たない場合、当該残存分のみが対象となります。)(市場混乱事由が生じた場合、適宜調整されます。以下本項において同じ。)(かかる全部コミットと部分コミットが存在することで、当社はプログラム全体の資金調達と、一定期間毎のキャッシュ・フローの確保を両立することが出来ます。ただし、10取引日ごとの300,000株相当分以上の本新株予約権の部分コミットは、それに先立つ10価格算定日の期間内のいずれかの取引日において取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額(下記において定義される。)の110%以下となった場合には消滅します(以下、「行使コミット消滅」といいます)。なお、割当予定先は行使コミット消滅の場合にもその自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。1度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先はその時点で残存する部分コミットに加えて、発行日から原則として90営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。また、2度目の行使コミット消滅が起きた場合には、割当予定先は発行日から原則として100営業日後の日に300,000株相当分以上の本新株予約権の行使を追加的にコミットします。ただし、3度目以降の行使コミット消滅が起きた場合にはさらなる追加の部分コミットは発生しません。そのため、残る部分コミットは引続き存在する一方で、割当予定先の全ての本新株予約権を行使すると全部コミットは消滅します。割当予定先によるかかる全部コミット及び部分コミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅するものとされています。

また行使価額に関して、本新株予約権は、平成27年8月31日から10価格算定日が経過する毎に行使価額が修正されます。価格算定日とは、取引日であって、市場混乱事由が発生しなかった日をいいます。この場合、修正日の翌取引日に、行使価額は、修正日を最終日とする連続する10価格算定日各日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の91%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(ターゲット価格)(以下に定義します。))を上回る場合には上限行使価額(ターゲット価格)とし、下限行使価額(以下に定義します。))を下回る場合には下限行使価額とします。)に修正されます。「上限行使価額(ターゲット価格)」は当初908円とし、「下限行使価額」は当初303円としますが、上限行使価額(ターゲット価格)及び下限行使価額は上記「[新株予約権の内容等] 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

以上の内容により、割当予定先による本新株予約権の行使を促進することにより、当社はより早期に資金調達を進めることが可能となります。

また、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条及び17条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予

約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長 横山周史氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,212,500,000	11,500,000	2,201,000,000

(注) 1. 上記払込金額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額（8,500,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額2,204,000,000円）を合算した金額であります。

	本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第10回新株予約権	8,500千円	2,204,000千円

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する登記費用8,500千円、価額算定及び調査費用2,000千円、届出書作成費用等1,000千円の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計2,201,000,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
設備投資費用・設備運用費用	441	平成27年9月～平成30年8月
臨床治験費用	1,320	平成27年9月～平成32年8月
その他研究開発費用	440	平成27年9月～平成32年8月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本新株予約権買取契約において行使期間中に全ての本新株予約権行使を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及び行使コミット消滅が3回発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合及び調達資金が超過した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の具体的な使途は時系列での投資順序を表しており、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当してまいります。

設備投資費用・設備運用費用

再生医療用の試薬製品・細胞製品を市場に展開するためには、臨床治験を実施する必要があり、治験薬を製造する際に遵守すべきガイドラインであるGMPに準拠することが求められます。具体的には、細胞医薬品の有効性及び安全性、臨床試験の適切性・信頼性の確保、被験者の保護を兼ね備える必要があります。製造管理・品質管理を高い水準に保つことを目的に、治験薬品質部門と治験薬製造部門を分離して組織するとともに、規則に準ずる施設の設置が求められます。

また、再生医療の分野に進出していくにあたっては、平成26年11月に施行された再生医療等安全性確保法の定める細胞培養加工施設の構造設備基準を満たすことが必要となります。具体的には細胞培養加工施設の構造、作業所、作業室、作業管理区域、清浄度管理区域、無菌操作等区域、貯蔵設備、試験検査の各施設・構造にそれぞれ設けられている基準をクリアし、販売する製品に外部からの異物やウイルス、癌化を促す細胞を混入させず、顧客企業や医療機関に安全性の高い製品を安定して供給できる環境を構築することが求められます。

以上の基準を全て満たし、安全性・有効性を高いレベルで確保できる設備投資を進めてまいります。具体的な費用として、新たなラボスペース及びクリーンルームの設置、インキュベーター・クリーンベンチ等の機器類、クリーンルームのメンテナンス費、設備運用人件費に総額441百万円を投じる見込みです。

臨床治験費用

日本国内において、再生医療等安全性確保法・医薬品医療機器等法が施行されたことにより、ヒトを対象とした治験期間を短縮して条件・期限付き承認を得て、条件付販売を行なえることとなりました。この承認制度により、再生医療制度等製品の早期の実用化が加速することが期待され、世界の研究機関・医療関連企業から大きな注目を集めております。その一方で再生医療では、人体へ及ぼす影響を最優先して考慮する必要があり、提供する製品の安全性を高いレベルで確保することが求められます。再生医療用の試薬製品・細胞製品の安全性を確保し販売に繋げるためには、相当数の臨床治験が必要になると見込んでおります。また、技術革新が進むことで、臨床治験を実施する範囲が広がることにより、治験人数が年度を追うにしたがって増加することを想定しています。

これら臨床治験費用として、治験者費、治験設計・運営に係る人件費、外部委託費(医師・CRO・薬事コンサル)、治験器具費に総額1,320百万円を投じる見込みです。

その他研究開発費用

再生医療用の試薬製品・細胞製品を展開していくためには、生産設備だけでなく、試薬・細胞そのものをGMPに準拠する臨床グレードに引き上げる必要があります。そのためには、既存原材料を再度見直すとともに、細胞作製プロセスを最適化するための再設計を行い、高いレベルで安全性・有効性を確保できるものにしていくことが求められます。具体的には、癌化の可能性を含む細胞の除外技術の向上、安全性の向上を目的とした動物由来の成分を極限まで縮小するための研究開発、安全性・有効性を確実に検証するための技術プロセスの構築、開発生産工程に係る効率化の促進などを想定しております。再生医療用の試薬製品・細胞製品の事業化を実現するために、研究開発の段階からGMP基準をクリアする技術環境を整備することで、再生医療領域において確実な安全性を確保することが可能な知見・ノウハウを高いレベルで蓄積してまいります。

これら研究開発費用として、人件費、消耗品費、試薬費、実験機器費に440百万円を投じる見込みです。

以上の施策を目的に、当社は平成27年8月13日、本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金や安全性の高い手法等で保管・運用する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	Evolution Biotech Fund
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム
	資本金	50,000米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO FUND 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの成長基盤となるiPS細胞事業の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成27年4月に当社と割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として新たに設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO FUNDの100%子会社であります。EVO FUNDは、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd. (Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、4,000,000株です。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが50,000米ドルの払込資本金を有していると同時に、割当予定先の100%出資者であるEVO FUNDから払込み及び行使に関して、必要な資金手当てを受けることが出来る旨口頭にて確認しております。またEVO FUNDの財産の存在については、EVO FUNDが資金を預託しているプライム・ブローカー各社による預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるEvolution Biotech FundおよびアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力等でない旨を直接確認するとともに、Evolution Biotech Fund、及び同社と資本関係にあるEVO FUND(Evolution Biotech Fundの100%出資者)、EVO Feeder Fund(EVO FUNDの100%出資者)の法人格・出資者・業務執行組合員が反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、欧米の主要な新聞記事を網羅しているデータベースLexisNexis(本拠地アメリカ合衆国、Reed Elsevier Group plc傘下)により検索を実施いたしました。また、第三者調査機関である東京エス・アール・シー(代表者:中村勝彦、所在地:東京都新宿区西新宿4-32-13)に調査を依頼し、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を依頼しております。現時点において、当該割当先に関する反社会的勢力等の関与事実がないと判断しておりますが、第三者調査機関の調査等で反社会勢力の関与が認められた場合には、速やかに本件について適時適切な開示を行なうとともに、最善の是正措置をとる予定であります。

なお、割当予定先からは、反社会勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先

との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を2.125円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年8月12日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役3名)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数4,000,000株(議決権数40,000個)は、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数51,925,750株及び議決権数519,141個を分母とする希薄化率は7.7%(議決権ベースの希薄化率は7.7%)に相当します。そのため、本第三者割当による新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

なお、当社普通株式の直近6ヶ月(平成27年2月から平成27年7月まで)の1日当たりの平均出来高は358,277株であり、直近3ヶ月(平成27年5月から7月まで)の1日当たりの平均出来高は469,974株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数4,000,000株を、割当先の行使コミット期間である80取引日で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は50,000株(直近6ヶ月平均出来高の14.0%、直近3ヶ月平均出来高の10.6%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。

当社は、本第三者割当により調達した資金を「再生医療への進出」に必要な費用に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本プログラムに基づき新たに発行される当社普通新株式の数は最大4,000,000株(議決権40,000個)ですが、新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
Evolution Biotech Fund	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005, Cayman Island	-	-	4,000,000	7.15%
SBIインキュベーション株式 会社	東京都港区六本木一丁目6番1 号	2,580,450	4.96%	2,580,450	4.61%
トランスサイエンス式ビー号投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1 号	1,166,650	2.24%	1,166,650	2.09%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	1,156,300	2.22%	1,156,300	2.07%
中辻 憲夫	京都府京都市上京区	1,000,000	1.92%	1,000,000	1.79%
ニプロ株式会社	大阪府大阪市北区本庄西三丁目 9番3号	1,000,000	1.92%	1,000,000	1.79%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	東京都中央区月島四丁目16番13 号	979,117	1.88%	979,117	1.75%
横山 周史	神奈川県座間市	930,950	1.79%	930,950	1.66%
コスモ・バイオ株式会社	東京都江東区東陽二丁目2番20 号	700,000	1.34%	700,000	1.25%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁 目2番10号	458,800	0.88%	458,800	0.82%
計		9,972,267	19.15%	13,972,267	25.0%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(新株予約権発行前からの株主(平成27年8月13日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く))の所有議決権数の割合については、平成27年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日時点の総議決権数(519,141個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(40,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
4. 割当予定先であるEvolution Biotech Fundの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。Evolution Biotech Fundより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。このため、Evolution Biotech Fundが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期 第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書の提出以降本有価証券届出書提出日(平成27年8月13日)までの間において、当該有価証券報告書及び四半期報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は四半期報告書における「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

[事業等のリスク]

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象

当社グループは、中期経営計画においても世界的な販売網の確立や研究開発費にかかる費用が先行して計上される等の理由から営業損失を見込んでおりますが、当該状況を解消又は改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないものと判断しております。当該状況を解消又は改善するための対応策は、3 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析(5)に記載しております。

[3 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析]

(5) 重要事象及び当該事象を解消または改善するための対応策

当社グループの当四半期連結会計年度末の現金及び預金残高は2,826,527千円、短期的な資金運用を行っている有価証券が1,999,752千円あり、財務基盤については安定しております。

当連結会計年度については、世界的な販売網の確立や研究開発費にかかる費用が先行して計上される等の理由から、営業損失を見込んでおります。

当社グループにおいては、当該状況の解消を図るべく、グローバル展開に向けた販売基盤の整備を行っております。グループ経営体制の運営効率化のため、投資及びランニング費用を最小限に抑えつつ、地域特性に合わ

せた営業・マーケティング展開、営業面ならびに技術面での各社間の連携促進を進め、早期の黒字化を目指して当該状況の解消を図っていきます。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リプロセル本店

(神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。